

# 宇土マリーナ物産館 (案)

**【指定管理者協定書】**

宇土市経済部商工観光課



のことで、乙の収入とされるものをいう。

(共通事項)

第6条 この協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾、合意、同意、変更、取消、停止及び解除その他の甲乙間に係る行為は、特別に定める場合を除き、書面により行うものとする。

2 この協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 この協定の履行に関して、甲乙間で用いる通貨単位は、日本円とする。

4 この協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別に定める場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

5 この協定における期間の定めについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(訴訟の管轄)

第7条 この協定に関する訴訟については、行政事件に関する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定によるものとし、民事事件に関する場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって、第1審の専属管轄裁判所とする。

(共同体)

第8条 乙が複数の法人その他団体による共同体である場合においては、甲はこの協定に基づく全ての行為を、共同体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの協定に基づく全ての行為は、当該共同体全ての構成団体に対して行ったものとみなす。

2 前項の場合において、乙は、甲に対して行うこの協定に基づく全ての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。

3 共同体の各構成団体は、この協定に基づく指定管理者としての義務を連帯して負担する。

4 共同体の各構成団体は、他の構成団体においてこの協定に違反があった場合、自己の責めに帰すべき事由がないこと又は違反がないことをもって、この協定上の義務を免れることはできない。

(管理物件)

第9条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなり、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(指定管理者の責務)

第10条 乙は、次に掲げる関係法令及び条例その他の関係規程並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、施設を円滑に運営させるように管理しなければならない。

(1) 宇土マリーナ物産館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則

(2) 地方自治法、同法施行令、同法施行規則ほか行政関係法令

(3) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行令、同法施行規則、水道法、同法施行令、同法施行規則、建築基準法、同法施行令、同法施行規則、消防法、同法施行令、同法施行規則、電気事業法、同法施行令、同法施行規則その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令、食品衛生法、同法施行令、同法施行規則、日本農林規格等に関する法律、同法施行令、同法施行規則

(5) その他

ア 乙は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条の規定に従い、本協定第31条において定める安全管理の措置を講じること。

イ 乙は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、宇土市行政手続条例第2章の規定を遵守すること。

ウ 指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とする。

エ 乙は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定期間)

第11条 指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日とする。

2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 管理業務の範囲と実施条件

(乙が行う管理業務)

第12条 甲は、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 農林水産物及び特産物の展示及び販売に関する業務
- (2) 観光情報の収集及び発信に関する業務
- (3) 物産館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な業務

2 前項各号に掲げる管理業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第13条 甲が自らの責任と費用において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設に係る行政財産の目的外使用許可に関する業務
- (2) 施設を利用する権利に関する処分についての不服申し立てに関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定した乙が行う管理業務の範囲外の業務

(管理業務の実施条件)

第14条 乙が管理業務を実施するに当たって満たさなければならない仕様、要求水準等の条件は、仕様書に示すとおりとする。

2 乙は、前項の条件について不適合、未達成とならないよう実施に万全を帰するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により不適合、未達成となったときは、この限りではない。

(管理業務内容の変更)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、第11条に規定する乙が行う管理業務の範囲内において、管

理業務の内容や実施条件を変更することができる。

### 第3章 管理業務の実施

#### (管理業務の実施)

- 第16条 乙は、本協定、宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）、条例、及び関係法令等のほか、募集要項等及び事業計画書に従って管理業務を実施するものとする。
- 2 本協定、募集要項等及び事業計画書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書に仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。
  - 4 乙は、施設の性格、目的等に沿い、かつ仕様書に定める業務基準の範囲内において、乙の責任及び費用により、自主事業を実施することができる。

#### (管理責任者等)

- 第17条 乙は、この管理業務の実施に必要な知識、技能、経験を有する者を管理責任者として選任するとともに、業務遂行に最適かつ必要な業務従事者を配置し、仕様書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に対して通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 管理責任者は、この管理業務の実施に関し、その使用許可事務、維持管理、運営、取締り等施設現場の管理監督一切を担うものとする。
  - 3 乙は、指定期間において、事前に甲の承諾を得ることなく、管理責任者を交代させてはならない。
  - 4 甲は、この管理業務の実施に当たり、管理責任者を不適当と認めるときは、乙に対して当該管理責任者の交代を求めることができる。
  - 5 乙は、労働法規その他関係法を遵守し、管理責任者、業務従事者その他管理業務に従事する者に対する雇用主としての義務を負うものとし、管理業務に関する指示、労務管理、労働安全衛生管理等一切の指揮命令を行うものとする。
  - 6 乙は、防火管理者として防火管理者の甲種資格を有する者を選任して配置し、その氏名を甲に対して通知するものとする。なお、防火管理者の資格を取得する必要がある場合は、その費用負担は乙の負担とする。

#### (管理業務開始の準備)

- 第18条 乙は、指定開始日の前に、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 乙は、必要があると認めるときは、指定開始日の前に、甲に対して乙が管理しようとする施設の視察及び現場研修等を申し出ることができる。
  - 3 甲は、乙から前項の申出があったときは、特別な事情がある場合を除き、当該申出に応じ、協力するものとする。

#### (第三者による実施)

- 第19条 乙は、この管理業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に対して、予定する受託事業者又は請負事業者の名称、委託内容その他必要な事項を明らかにして、事前に甲の承諾を得るものとする。

- 3 乙は、この管理業務の一部について第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、管理業務に関して乙が使用する第三者への責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用は、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担する。

(管理物件の修繕等)

第20条 管理物件の修繕に要する経費（以下「修繕費」という。）については、甲の費用と責任において実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修繕費の累計額が1会計年度で300万円（消費税含む。）以下を乙の負担とし、以後については、1件50万円未満（消費税含む。）の修繕費について、乙の責任の下、執行するものとする。
- 3 前項の規定において、乙の費用と責任において管理物件の修繕を実施する場合、乙は甲に対して事前に承諾を受けるものとし、必要に応じて甲、乙協議を行うものとする。

(管理物件の増改築等)

第21条 乙は、管理物件の増築、改造、移設（以下「増改築等」という。）を乙の費用と責任において行うことができる。

- 2 乙は、管理物件の増改築を行う場合は、甲に対して、増改築等の計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により増改築等を行った部分の所有権を乙は放棄するものとする。

(法令等の変更に伴う負担)

第22条 法令等の変更により、この管理業務に係る費用負担が生じた場合、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法令等の変更に関する追加費用は、乙の費用とする。
- (2) 新設された税又は社会保険料の制度が国内で事業を行う者に一般的に適用される場合は、甲、乙協議して定める。
- 2 法令等の変更により、この管理業務に係る費用負担が減少した場合は、前項に規定する費用負担者が、その減額相当額について享受する。

(許認可等の取得及び届出)

第23条 乙は、この協定に基づく義務を履行するために必要な関係行政庁に対する許認可及び届出は、甲が取得又は実施すべきものを除き、乙が自らの責任及び費用負担によりこれを取得又は実施するものとする。

- 2 乙は、乙の責めに帰すべき事由による許認可及び届出の遅延又は不作為に伴い、損害又は増加費用が生じた場合、乙の責任及び費用負担においてこれを処理する。

(緊急時の対応)

第24条 指定期間において管理業務の実施に関して事故又は損害等の緊急事態が発生した場合、乙は直ちに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 甲は、施設としての役割及び機能を果たすことができない状況又は利用者に重大な支障を生じる状況であると認める場合、甲は乙に緊急措置として必要な指示を行い、乙はこれに従うものとする。
- 3 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

(環境問題発生への対応等)

第25条 乙は、管理業務の実施に起因して、有害物質の排出又は漏洩、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気、交通障害その他近隣等の生活環境に与える影響について、乙の責任及び費用負担において、近隣等への対応又は苦情処理等（以下「近隣等への対応等」という。）を適切に行うものとする。ただし、甲の実施する業務に起因するものは、この限りではない。

2 前項の近隣等への対応等について、乙は、甲に対し、事前又は事後に報告するものとする。

(環境影響への配慮)

第26条 乙は、この管理業務の実施に関し、次の各号に掲げる環境への配慮を行うものとする。

- (1) 甲の環境方針等に基づき環境に配慮した取組に努めるものとする。
- (2) 電気、ガス、水道等の使用量の削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底及び二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制に努め、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの促進又は適正処理を図るものとする。
- (3) 資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減等に配慮した物品等の調達に努めるものとする。

(利用者への対応)

第27条 乙は、この管理業務の実施に関し、利用者若しくは近隣等の住民からの苦情及び意見等が寄せられた場合又は利用者間にトラブルが生じた場合は、誠実にこれに対応するものとする。

(債務不履行)

第28条 乙は、事業放棄又は破綻によりこの協定の義務を履行しないこと、又はこの協定に違反し、甲に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、方針変更、議会の不承認、その他手続の遅延によりこの協定の義務を履行しないこと、又はこれに違反し、乙に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

3 乙は、甲がこの協定に定める債務を履行しない場合又はこれに違反したとき、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができる。

(事業内容・用途の変更)

第29条 施設の事業内容又は用途の変更等に伴い、事業の遅延、事業運営費の増加等が生じた場合、乙の事情によるとき、その増加費用は乙の負担とし、甲の事情によるとき、その増加費用は甲の負担とする。

(秘密保持義務)

第30条 乙又は乙の管理する業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。乙の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第31条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(文書の管理)

第32条 乙は、管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存しな

なければならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

## 第4章 備品等の取扱い

(備品等の貸与)

第33条 甲は、別表備品台帳に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を、乙に無償で貸与するものとする。

- 2 乙は、指定期間において、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保たなければならない。
- 3 甲は、備品等（Ⅰ種）が甲の責めに帰すべき事由により管理業務の実施のために供することができなくなったときは、甲の費用により購入又は調達する。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対してこれを弁償又は乙の費用で当該備品等と同等の機能又は価値を有するものを購入または調達する。
- 5 乙は、備品等（Ⅰ種）を年1回以上点検し、市に報告するものとする。
- 6 乙は、備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合は、甲に対しその旨を報告しなければならない。協議の結果、当該備品が管理業務実施の用に必要と判断された場合の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 修繕又は購入を行うことにより当該備品の機能を回復でき、効率的であると判断された場合、修繕及び購入又は調達に必要な経費（以下「調達費等」という。）については累計額で1会計年度200万円（消費税含む。）以下を乙の負担とし、以後については、1件50万円未満（消費税含む。）の調達費等についても乙の負担とする。

(備品等の調達等)

第34条 貸与備品以外で管理業務の実施に必要な備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）は、乙の費用により購入若しくは調達し、管理業務の実施のために供するものとする。

- 2 備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により管理業務の実施のために供することができなくなった場合、乙は、自己の費用により購入又は調達するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定にかかわらず、業務開始時に、同項に規定する備品等（Ⅱ種）の全部又は一部を甲に無償付与することができる。この場合において、備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により管理業務の実施のために供することができなくなった場合は、第2項の規定を適用する。

## 第5章 管理業務実施に係る甲の確認事項

(年次事業計画書)

第35条 乙は、毎会計年度末までに自主事業を含む次年度の年次事業計画書を作成し、甲に提出し、確認を得なければならない。

- (1) 管理運営業務の執行体制
  - (2) 管理運営業務の概要及び実施する時期
  - (3) 管理運営業務に要する経費の総額及び内訳
  - (4) 前3項に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
- 2 甲及び乙は、年次事業計画書を変更しようとするときは、甲、乙協議して定める。



(事業報告書)

第36条 指定手続条例第8条の規定に基づき、乙は、毎会計年度の終了後30日以内に、乙の管理する施設に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、取り消された日（以下「取消日」という。）から起算して30日以内に当該年度の取消日まで間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 施設の月間利用状況
- (2) 施設の月間収支状況
- (3) 実施した事業の内容及び実績
- (4) 利用者からの苦情とその対応状況
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認める事項

2 甲は、施設の良い管理状況を確保するため、管理業務の水準を表す適正な指標を設定し、乙は、前項の事業報告書と合わせ、指標に対する管理業務の進捗状況を甲に提出しなければならない。

3 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(業務報告書)

第37条 乙は、乙の管理業務及び経理の実施状況を点検し、その結果を正確に反映した業務報告書を毎月終了後に作成し、甲に対して翌月15日までに報告しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況
- (2) 施設等の利用状況
- (3) 使用料（利用料）の収入の実績
- (4) 管理運営経費の収支決算
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認める事項(1) 管理運営業務の実施状況

2 前項の規定にかかわらず、3月分の業務報告書は、4月30日までに報告するものとする。

3 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(利用者アンケートの実施)

第38条 乙は、利用者の意見や要望を把握するため、自らの責任と費用により年間を通し利用者アンケートを実施することとし、その結果について、自己評価を行い、施設内に掲示することなどにより今後の管理に反映させるとともに、甲に報告しなければならない。

(団体の状況の確認)

第39条 乙は、経営の健全性を証するため、乙が商法、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）その他関係法令で求められる計算書類（勘定科目内訳明細書など）及び監査報告書を、乙の全ての構成団体について毎事業年度終了後3箇月以内に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の提出書類について、疑義がある場合、乙に対し質問を行うことができる。この場合において、乙は、甲の質問に誠意をもって回答しなければならない。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第40条 甲は、乙の管理業務及び経理の状況に関し、必要があると認めるときは、事業報告書及び業務報告書を確認するほか、随時、乙の管理状況を実施に調査し、乙に対して説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合、その申出に応じなければならない。

- 3 前条及び本条第1項による確認又は調査の結果、乙による管理業務の実施が仕様書のほか、甲が示した条件等を満たしていないときは、甲は乙に対して業務の是正又は改善を指示するものとする。
- 4 乙は、前項の規定による是正又は改善の指示を受けたときは、速やかに応じなければならない。

## 第6章 指定管理に伴う利用料金

(利用料金収入の取扱い)

第41条 乙は、施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受する。

(利用料金の決定)

第42条 乙は、施設に係る利用料金を、宇土マリーナ物産館の設置及び管理に関する条例の別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(利用料金の取扱)

第43条 乙は、甲が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定により利用料金を減額又は免除する場合は、その費用は乙の負担とする。
- 3 乙は、指定期間終了後の期間における利用の対価として收受した利用料金については、甲が新たな指定管理者を指定し、かつ利用料金制度を導入するときは、当該指定管理者に対して、その他の場合は甲に対して、乙の指定期間終了日までに支払うものとする。
- 4 乙は、乙の指定管理開始日以前の使用料又は利用料（以下「従前の使用料等」という。）を越える利用料金の額を定めた場合においては、従前の使用料等を支払った者に対し、当該施設を使用させるものとする。
- 5 乙は、従前の使用料等を下回る利用料金の額を定めた場合においては、従前の使用料等を支払った者に対し、従前の使用料との差額を乙の負担により還元するものとする。

(指定管理料の支払い)

第44条 管理業務の実施の対価として甲が乙に支払うべき指定管理料は、乙が收受する施設に係る利用料金等の収入をもって代え、乙が行う施設の管理運営に係る収支が赤字になった場合においても、甲はこれを補填しない。

(決算剰余金の取扱い)

- 第45条 指定期間終了後において、決算剰余金（収益）が発生した場合は、その3割以上を宇土マリーナ施設整備基金として市へ納付することとする。
- 2 甲は、乙から前項に基づく寄付を受けた場合は、宇土マリーナ施設整備基金に積み立てるものとする。

## 第7章 損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第46条 管理業務に関するリスク分担については、仕様書に定めるリスク分担表のとおりとする。

- 2 前項に定める事項に疑義がある場合又は同項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、リスク分担を決定する。

(損害賠償義務)

第47条 乙は、故意又は過失により乙の管理する施設の当該施設又は設備等を損傷し、又は滅失したとき

は、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲はその全部又は一部を免除することができる。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

#### (第三者への賠償)

第48条 管理業務の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償するために経費を負担した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

#### (保険の付保)

第49条 甲は、施設について、全国市有物件災害共済会建物総合損害共済保険を付保するものとする。

2 乙は、管理業務の実施に当たり、自らのリスクに対して適切な範囲で、施設賠償責任保険、休業補償保険その他の保険を付保するものとする。

3 乙は、前項の規定による保険契約を締結したときは、保険証券の写しその他契内容を証する書面を、遅滞なく甲に提出するものとする。

4 乙が第2項の保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

#### (不可抗力発生時の対応)

第50条 不可抗力が発生したときは、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

#### (不可抗力によって発生した費用等の負担)

第51条 不可抗力の発生に起因して乙の管理する施設又は乙に損害、損失及び増加費用が発生したとき、乙は、直ちにその内容及び程度の詳細を甲に通報しなければならない。

2 甲は、前項の通報を受けたときは、損害状況を確認した上で、甲、乙協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を定める。なお、施設及び備品等の損傷の修復等に係る費用負担は、第20条及び第33条の規定に基づき決定する。そのうち、甲又は乙が加入した保険により補填された金額相当分については、その補修費用に充当し、前述の費用負担金額には含まないものとする。

3 前項で規定するもののほか、不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、乙はその負担について合理性の認められる範囲で、甲に費用負担の協議を申し入れることができるものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失及び増加費用が発生したときは、当該損害、損失及び増加費用については、甲が負担する。

#### (不可抗力に伴う一部の業務実施の免除)

第52条 甲は、前条第2項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により管理業務の一部の実施が困難になったと認められたときは、乙に対して不可抗力による影響を受ける範囲内において、この協定に定める管理業務の一部を免除することができる。

## 第8章 指定期間の終了

(業務の引継ぎ等)

第53条 乙は、この協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、管理業務の引継ぎ等を行なわなければならない。

- 2 甲は、必要と認めるとき、この協定の終了の前に、乙に対して甲又は甲の指定する者による乙の管理する施設の視察を申し出ることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合ときは、特別な事業がある場合を除き、速やかに申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第54条 乙は、この協定が終了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しないこととなった施設の当該施設又は備品等を速やかに原状に回復しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の承認を得たときは、乙の管理しないこととなった施設の当該施設又は設備等の原状回復を行わずに、甲が別に定める状態で、甲に対して引き継ぐことができる。
- 3 第1項の規定に基づき行われる管理物件の原状回復に係る経費は乙の負担とする。

(有益費等の請求権)

第55条 乙は、指定期間が満了したとき、又は第57条第1項の規定によりこの指定を取り消された場合において、管理物件に投じた増改築等の有益費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(備品等の扱い)

第56条 この協定の終了に際し、備品等の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乙は、備品等（Ⅰ種）について、甲又は甲の指定する者に対して引き継ぐものとする。
- (2) 乙は、乙が任意に購入又は調達した第34条に規定する備品等（Ⅱ種）については、乙の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。ただし、甲乙協議を行い、必要と認めた場合、乙から甲又は甲の指定する者に対して引き継ぐことができる。

## 第9章 管理業務の継続が困難になった場合における措置

(乙の責めに帰すべき事由による指定の取消し等)

第57条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部若しくは一部を返還させ、及びこれらにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 乙の代表者等が暴力団又はその構成員の統制の下にあると認められたとき。
- (4) 募集要項に定めた参加資格に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (5) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき。
- (6) 社会的信用を著しく損なうなど乙が指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、乙が当該施設の指定管理者として管理業務を継続することが適当でな

いと認められるとき。

- 2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3箇月前までに甲の承認を得なければならない。
- 3 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議の上、定める。

(天災等による施設共用の休止等)

- 第58条 甲は、天災その他やむを得ない事由により宇土マリーナ物産館施設等の全部又は一部を利用させることができないと認める時は、当該施設の全部又は一部の供用を休止するため、甲は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止することができる。甲が宇土マリーナ物産館を武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律で定める避難施設として指定し、武力攻撃事態等の避難施設として使用する場合についても、同様とする。
- 2 乙は、前項の事由により宇土マリーナ物産館施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第59条 甲又は乙は、不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により、乙の管理する業務の継続が困難になった場合又は施設の供用ができなくなった場合には、業務継続の可否について、甲、乙協議を行うものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は、乙の指定を取り消し、又は期間を定めて乙の管理する業務の全部又は一部の停止を行うものとする。
  - 3 乙は、前項の規定により甲が乙の指定を取り消し、又は期間を定めて乙の管理する業務の全部又は一部の停止を命じた場合において乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(管理業務の内容又は水準が低下した場合)

- 第60条 乙の管理する業務が仕様書等に規定した内容又は甲が示した実施条件の水準を満たしていない場合において、乙が甲の是正又は改善の指示に従わないとき、その他管理業務を継続することが適当でないと認められたときは、甲は、乙の指定を取り消し、又は期間を定めて乙の管理する業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 2 乙は、前項の規定により甲が乙の指定を取り消し、又は期間を定めて乙の管理する業務の全部又は一部の停止を命じた場合において乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(甲の責めに帰すべき事由)

- 第61条 乙は甲の責めに帰すべき事由(施設の瑕疵によるものを含む。)により、乙の管理する業務の継続が困難な場合又は施設の供用ができなくなった場合は、甲に対して指定の取消し又は期間を定めて乙の管理する業務の全部又は一部の停止を申し出ることができる。

(指定期間満了時の取扱いの準用)

- 第62条 第53条から第56条までの規定は、第57条から第60条までの規定によりこの協定が終了し

た場合に、これを準用する。

## 第10章 その他

### (権利・義務の譲渡の禁止)

第63条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

### (知的財産権)

第64条 乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、指定期間を通じて、この管理業務を実施するために乙が作成した一切の書類、図画、写真、映像、ソフトウェア等の著作物等（以下「著作物等」という。）又は乙の受託事業者又は請負事業者が作成し乙が使用許諾を得ている著作物等を、この管理業務の遂行目的以外に使用してはならない。ただし、事前に甲の承諾がある場合は、この限りではない。

3 甲は、指定期間を通じて、無償により、著作物等を公表すること、施設の維持管理、運営、広報等のために必要な範囲内で著作物等を複製、翻案、改変及び頒布すること並びに図画、写真、映像その他の媒体により表現することができる。

4 指定の終了又は指定の取消しにより、乙は、この管理業務に伴い生じた、乙に帰属する知的財産権を無償で譲渡するものとし、受託事業者又は請負事業者が権利者であり、当該権利者から使用許諾を得ている著作権等の知的財産権につき、当該権利者である受託事業者又は請負事業者をして、指定の終了又は指定の取消し後も甲に対してこれを無償で使用許諾させるものとする。

5 指定の終了又は指定の取消し後、乙、受託事業者又は請負事業者が、甲に無償で譲渡又は使用許諾した著作物等の知的財産権につき、甲の業務遂行に支障を来さない範囲で使用するため甲に要請した場合、甲は無償でその使用を許諾することができる。

6 乙は、指定期間中又は指定の終了若しくは指定の取消し後においても、著作物等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号の著作物に該当する場合、自ら又は著作権者をして著作者人格権を行使し又はさせないものとし、また、受託事業者又は請負事業者が有する著作者人格権を行使せしめないようにするものとする。

### (連絡調整会議の設置及び運営)

第65条 甲及び乙は、管理業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るため、連絡調整会議を設置し、運営できるものとする。

2 連絡調整会議の組織、運営、費用負担等の詳細については、甲乙協議して定める。

### (情報公開)

第66条 乙は、宇土市情報公開条例（平成11年条例第1号）の規定に基づき、この管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書、図画、写真、電子的記録その他乙が保有する施設に係る情報の公開を行うため、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の措置に当たって、乙は、甲に協議し、甲は、乙に対して情報の公開に関し必要な指導、助言を行うものとする。

### (監査)

第67条 乙は、この管理業務に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定

に基づき監査委員による監査が行われる場合、又は同法第98条第2項の規定に基づき議会から監査委員に対し甲の事務に関する監査の求めがあつて監査委員による監査が行われる場合には、出頭、調査、帳簿書類その他記録の提出に応じなければならない。

(費用等の負担)

第68条 前条の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、不用となる費用の減額等についても精算を行うものとする。

(重要事項の変更の届出)

第69条 乙は、定款、事務所の住所地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第70条 乙は、宇土マリーナ物産館の管理業務に必要な諸規則及び非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の変更)

第71条 管理業務に関し、管理業務の前提条件又は内容を変更する必要があるとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定の規定を変更することができる。

(解釈)

第72条 甲が、この協定の規定に基づき、書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、乙の責任において行う業務の全部又は一部について、甲が責任を負担し、あるいは乙が責任を免れるものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第73条 この協定の各条項の解釈に関して疑義を生じたとき、又はこの協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 所在地 熊本県宇土市浦田町51番地  
名称 宇土市  
代表者 宇土市長 元松 茂樹

乙 所在地  
名称  
代表者